

工事検査ワンポイントアドバイス 「工事検査請求の対象案件について」

工事検査通信 No.69

発行： R3年8月31日

出納局 工事検査課



今回は、出納局工事検査課に工事検査を請求する対象について教えてください。
まず、対象案件について説明していただけますか？

当課の検査対象は、「福島県財務規則」及び「福島県工事検査実施要綱」に基づき、農林水産部と土木部が所管する請負工事（土木部が受託する工事を含む）です。



なぜ、出納局で農林水産部と土木部の検査をするのでしょうか？

農林水産部と土木部の検査部門はかつて、それぞれの部で所掌していましたが、福島県の入札制度改革の一つとして、平成19年度から工事検査事務を出納局に集中化・一元化しました。
工事施工に対するチェック機能強化と事務の効率化ということで、発注部門から分離しています。



工事検査請求において注意する点がありますか？

検査対象は基本的に請負工事ですが、「修繕（改造）」であっても、その受領に際しては、公有財産の「主物」に関する修繕（修繕料）で50万円以上の場合は工事請負の例により処理する（会計事務必携）と示されており、当課の検査が必要となります。



ところで、「主物」とは、どういう意味でしょうか？

修繕の対象となる「物」は、「主物」と「従物」に分けられます（民法第87条）。

「主物」・・・供用するのに必要である不可分な物一式。

「従物」・・・主物から独立しているが、主物に付属して存在し、継続的に主物の効用を助ける物。

「主物」と「従物」がそれぞれ何を指すのかは、対象物の性質によるので、発注者が個別に判断する必要があります。





次に検査の種類は「竣工」「一部竣工」「既済部分」「中間」がありますが、それぞれの違いを教えてください。

次の4つになります。

- 「竣工」・・・工事の完成（給付の完了）を確認するもの。
- 「一部竣工」・・・一部引渡し部分の完成を確認するもの。
- 「既済部分」・・・部分払いに係る出来高等を確認するもの。
- 「中間」・・・工事の出来形、品質及び適正の施工を確保するために実施するもの。

なお、中間検査は施工途中の検査のため、契約不適合判定の対象としておりません。



わかりました。発注機関においては、「工事検査の対象と種類」を十分理解していただき、適切な検査請求をお願いしたいですね。

●本日のポイント

工事検査の検査対象は、農林水産部と土木部が所管する請負工事（土木部が受託する工事を含む）ですが、「修繕（改造）」であっても、「主物に関する修繕（修繕料）で50万円以上の場合は工事請負の例により処理する」とこととされ、請負工事以外でも当課の検査が必要となる場合があります。

検査の種類には、「竣工」「一部竣工」「既済」「中間」があり、内容を十分理解した上で、適切な検査請求をお願いします。

【関係資料】

『会計事務必携』（令和3年3月 福島県出納局）

『審査事務の手引き』（令和3年2月 福島県出納局）

『福島県工事検査実施要綱』（令和3年4月 工事検査課）

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：唐井(からい)検査員



：渋井(しぶい)検査員